

長崎市教育委員会からのお知らせ

経済的に困難な方へ

# 新入学用品費

# 54,060円を支給します



対象者：すべてを満たす人

①令和6年4月に入学する子がいる

②長崎市在住でR6.3.1以降も続けて居住する

③生活保護を受給していない



同一世帯の総所得が基準以下

または

そのほか、認定基準を満たす

## 【所得基準】

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
金額	222万 2千円	251万 4千円	280万 2千円	323万 7千円	378万 1千円	432万 5千円	472万 2千円	513万 4千円	571万 9千円

※所得とは：源泉徴収票等に記載してある所得金額調整控除後の金額

申請期日 令和5年11月1日～令和6年1月31日(17時)

申請方法 長崎市電子申請システムにて申請

支給時期 令和6年3月中旬～下旬

## 詳細は裏面へ

電子申請は  
こちらから



認定基準は  
こちらで確認



【問い合わせ先】  
長崎市教育委員会  
総務課助成係

長崎市魚の町4-1 12階  
電話: 829-1191  
FAX: 829-1297  
電子メール: kyou\_sou@city.nagasaki.lg.jp

令和6年4月に小学校に入学予定のお子さまの保護者の皆様へ

## 長崎市就学援助制度「新入学用品費」のお知らせ

※入学前の3月に支給します。

援助を希望する場合、**令和6年1月31日(水)17時まで**に申請が必要です。

長崎市教育委員会では、就学にあたり、経済的に困難な家庭を援助する就学援助制度のうち、「**新入学用品費**」を**入学前の3月に支給**しています。援助を希望される方は、このお知らせ及び長崎市 HP をよくお読みいただき、**下記の QR コードから申請**をしてください。

### 支給の対象となる方

※次の①～④に**一つでも該当しない場合は、対象になりません。**

- ① 令和6年4月に小学校入学予定者の保護者である
- ② 申請時に長崎市に住所を有し、令和6年3月1日時点も引き続き市内に居住予定である
- ③ 生活保護を受けていない（生活保護受給中の場合「生活保護費」から入学準備金が支給されます。）
- ④ 世帯の合計所得が基準を下回る等、**令和5年度の就学援助制度の認定基準を満たしている**（認定基準は長崎市 HP に記載しています。）

### 申請方法

申請方法	申請場所	提出物・添付物	受付期間
電子申請	下記 QR コード※または長崎市 HP から申請	通帳の写し、審査に係る必要書類 ※	令和5年11月1日(水) 予定 ～ 令和6年1月31日(水) 17時

※ 審査に係る必要書類は申請書の長崎市 HP (<https://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/524000/p035564.html>) に記載

※ インターネット環境が無い場合等、電子申請ができない場合は、下記へご連絡ください。

※ 通信状況等の理由で申込期限を経過した場合は、今回審査の対象となりませんので、予めご了承ください。

入学後、新たに令和6年度就学援助の申請をしてください。

### 支給額・支給時期

支給額 **54,060円**

支給時期 令和6年3月中旬～下旬の予定（3月上旬に支給決定通知をご自宅に郵送します。）

支給方法 申請の口座に振り込みます。※ **申請者名義の口座に限ります。**

### 注意事項等

※**必ずお読みください。**

- 今回の申請は、**令和5年度**就学援助における**新入学用品費**のみの申請です。
- 令和6年度就学援助を希望する場合は、**入学後改めて「令和6年度就学援助」の申請が必要です。**
- 所得判定は毎年度行いますので、今回（令和5年度）の審査結果が「不認定」の場合でも、「令和6年度就学援助」の申請において「認定」された場合（4月決定のみ）は、お子さまが入学後に「新入学用品費」として同額を受け取れます。

#### 【お問い合わせ】

長崎市教育委員会総務課助成係

電話（代表）095-822-8888

住所 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（市役所12階）

※お問い合わせの際は、「教育委員会総務課助成係へ」とお伝えください。

申請用 QR コード



長崎市 HP QR コード



## 援助を受けることができる方とその添付書類

援助は、次のいずれかに該当する方で、教育委員会が援助が必要であると認めた方が対象となります。

	申請理由	添付書類	添付書類を発行する機関																								
1	(1) 生活保護が停止または廃止された	不要	-																								
	(2) 世帯員全員が市民税が非課税である (所得が一定以下の理由による非課税)	不要	-																								
	(3) 市民税が減免された (天災などによる減免)	不要	-																								
	(4) 個人事業税が減免された (天災などによる減免)	事業税変更通知書	県振興局税務部																								
	(5) 固定資産税が減免された (天災などによる減免)	減免承認通知書	市資産税課																								
	(6) 国民年金の掛金が減免された ※全額・3/4・半額免除に限る	国民年金保険料 免除申請承認通知書 <small>※住所・氏名・免除割合・免除期間の記載箇所を添付すること</small>	年金事務所																								
	(7) 国民健康保険税が減免された	国民健康保険税減免通知書	在住している各市区町村																								
	(8) 児童扶養手当を受けている ※全部支給停止の場合は対象外 ※児童手当や特別児童扶養手当は対象外	不要	-																								
	(9) 生活福祉資金を借りた	生活福祉資金貸付決定通知書 ※今年度中に貸付を受けたものに限る	社会福祉協議会																								
2	(1) 職業安定所登録の日雇労働をしている	日雇労働被保険者手帳	職業安定所																								
3	※上記の理由に該当しない場合は、以下の理由からお選びください。	○給与所得者、パート、アルバイト、事業所得者、公的年金受給者の場合  不要	-																								
	(1) 同一生計の世帯全員の合計所得額が下表の「認定基準額」の合計所得額以下で子どもを就学させるのが困難な場合  ○「認定基準額」※比較対象となる所得の年度は「令和4年度分」です。 ・裏面の申請書の「世帯の全人数」に応じて、認定基準額(所得上限額)があります。 ・世帯全員の合計所得額と以下の「合計所得額(認定基準額)」を比較してください。																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯人数</th> <th style="width: 15%;">2人</th> <th style="width: 15%;">3人</th> <th style="width: 15%;">4人</th> <th style="width: 15%;">5人</th> <th style="width: 15%;">6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得額</td> <td style="text-align: right;">2,222,000</td> <td style="text-align: right;">2,514,000</td> <td style="text-align: right;">2,802,000</td> <td style="text-align: right;">3,237,000</td> <td style="text-align: right;">3,781,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">世帯人数</th> <th style="width: 15%;">7人</th> <th style="width: 15%;">8人</th> <th style="width: 15%;">9人</th> <th style="width: 15%;">10人</th> <th style="width: 15%;">11人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得額</td> <td style="text-align: right;">4,325,000</td> <td style="text-align: right;">4,722,000</td> <td style="text-align: right;">5,134,000</td> <td style="text-align: right;">5,719,000</td> <td style="text-align: right;">6,042,000</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	合計所得額	2,222,000	2,514,000	2,802,000	3,237,000	3,781,000	世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人	合計所得額	4,325,000	4,722,000	5,134,000	5,719,000	6,042,000	(単位：円)	
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人																						
合計所得額	2,222,000	2,514,000	2,802,000	3,237,000	3,781,000																						
世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人																						
合計所得額	4,325,000	4,722,000	5,134,000	5,719,000	6,042,000																						
	※ 源泉徴収票の金額と比較する場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄をご確認ください。 なお、源泉徴収票の添付は不要です。																										
	(2) 家計急変：次の2から4の理由による申請は令和5年1月～12月における収入(見込)証明書が必要です。																										
	保護者の離職、長期療養や転職などによる大幅な減収、又は災害のため、子どもを就学させるのが困難な場合  ※右記の書類等により算出される所得額が上記の認定基準額以下(見込)であること(5を除く)	理由	添付書類																								
		1 離職による減収	離職票1及び2 若しくは 離職票2及び雇用保険受給資格者証																								
		2 長期療養による減収	①休職証明書 ②収入(見込)証明書 ③傷病手当等給付(予定)額がわかるもの																								
		3 転職による減収	①退職証明書 ②収入(見込)証明書																								
		4 同一勤務先で減収	収入(見込)証明書 または 源泉徴収票(R5年度分)																								
		5 災害(火災・風水害等)	り災証明書																								

※今後、上記内容について変更が生じた場合には、別途お知らせします。

### 添付書類の注意点

- 添付書類は、申請する際に発行できる最新の証明書を提出してください。
- 添付書類については、不要としている場合でも、審査の過程で提出をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。

世帯全員の合計所得額と基準額との比較方法

申請理由を「3(1)世帯員全員の合計所得金額が認定基準額以下」でお考えの場合は、もしお手元に以下の資料があれば、世帯全員分の所得金額の合計が、下欄の基準額以内かどうかを申請前にご確認ください。その他の認定基準は長崎市 HP に記載しておりますので、表面の QR コードからご確認ください。

○給与所得者の場合 **令和 4 年分 源泉徴収票** 又は **令和 5 年度 市民税・県民税税額通知書**

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	(受給者番号)	
	(個人番号)	
	(役職名)	
	氏名	(フリガナ)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
給与・賞与	円	円
控除の種類	控除の額	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		
配偶者(特別)控除の額	円	
特定老人控除の額	円	
その他		
社会保険料等の金額	円	
生命保険料の控除額	円	
地震保険料の控除額	円	
住宅借入金等特別控除の額	円	
(摘要)		
生命保険料の金額	円	
新生命保険料	円	
旧生命保険料	円	
介護保険料	円	
新個人年金保険料	円	
旧個人年金保険料	円	

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入									総所得①	
	給与所得										
	その他の所得計										
所得控除	基礎控除										
	給与所得										
	所得控除合計										

「給与所得控除後の金額」

「総所得金額①」

○自営業者等の場合 **令和 4 年 所得税確定申告書の控 (第一表)**

表の上段部分

令和 年 月 日 令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書

収入金額等	所得等	収入金額	収入控除	収入金額	
	所得金額	収入金額	収入控除	収入金額	
所得金額等	所得金額	収入金額	収入控除	収入金額	
	所得金額	収入金額	収入控除	収入金額	
所得金額等の合計		収入金額	収入控除	収入金額	

「所得金額等の合計」

世帯の合計所得額が表の金額以下かご確認ください。

(単位：円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額(所得額)	2,222,000	2,514,000	2,802,000	3,237,000	3,781,000
世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人
基準額(所得額)	4,325,000	4,722,000	5,134,000	5,719,000	6,042,000